

共同利用・共同研究拠点 中間評価要項（案）

平成 24 年 7 月 日
科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点に関する作業部会

国立大学における共同利用・共同研究拠点（以下、「拠点」という。）の中間評価は、この中間評価要項により行うものとする。

1. 中間評価の対象

国立大学法人の 74 拠点を対象とする。

平成 22 年度から拠点として認定されている 70 拠点
平成 23 年度から拠点として認定されている 4 拠点

2. 中間評価の目的

拠点は、研究者コミュニティの意向を踏まえ、我が国全体の学術の振興に特に資するものについて、科学技術・学術審議会研究環境基盤部会における審議を経て、学校教育法施行規則（第 143 条の 2）に基づき文部科学大臣が認定するものであり、国の学術政策として国が一定の関与を行っていくことが求められている。

このため、各拠点の成果や各拠点において研究者コミュニティの意向を踏まえた取組が適切に行われているかなどを確認し、当該拠点の目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、共同利用・共同研究拠点認定制度の創設目的である、学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開に資することを目的として中間評価を実施する。

3. 中間評価の実施

(1) 中間評価体制

① 研究分野等に応じた専門的かつ公正な審議を行うため、作業部会の下に、①〇〇〇、②〇〇〇、③〇〇〇、……の各専門委員会を設置する（別紙体制図を参照）。

② 中間評価を担当する委員（以下、「中間評価委員」という。）の構成は、次のとおりとする。

- ・共同利用・共同研究拠点に関する作業部会委員（以下、「作業部会」という。）
- ・上記に加え、拠点の認定の際に審査に携わった者で、専門的観点から高い知見を有する専門家や有識者

③ 学際的・分野融合的拠点については、関連する複数の専門委員会の意見を踏まえ、最も関連の深い専門委員会において評価を行う。なお、最終的に専門委員会間の調整を必要とする場合は、作業部会において審議する。

(2)評価方法

中間評価は、作業部会に設けられた各専門委員会において書面及びヒアリング・合議評価により実施される。

①書面評価

中間評価委員は、各拠点について次の資料により個別評価を行い、合議により評価を行う。書面評価の様式は別に定める。

- ・共同利用・共同研究拠点中間評価用調書
- ・認定申請書

②ヒアリング評価

書面評価を踏まえ、各専門委員会においてヒアリング評価を行い、その後合議により評価を行う。ただし、書面評価の結果により、ヒアリングを省略することを可能とする。

ヒアリング評価の実施方法及びヒアリング評価の様式は別に定める。

③評価の決定

作業部会は、各専門委員会における各拠点の評価結果について全体調整を行い、各拠点の評価結果を決定する。

なお、作業部会は、各拠点の中間評価結果をまとめる際に、当該拠点の活動が不十分と判断された拠点については、追加資料の提出等を求めて、当該拠点の目的が十分達成されるような改善方策について助言を行い、評価結果に付記する。

(3)評価の観点

(※【】は調書の主な該当項目)

①拠点としての適格性

○研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該拠点の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。

(規程第3条第2号関連)

- ・ 下記のような点を総合的に考慮して、各拠点が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
 - > 当該研究施設におけるこれまでの研究成果 【I-4-(1)】
 - > 競争的資金等の採択状況 【I-4-(2)】
 - > 卓越した研究者やリーダーの存在 【I-4-(1)、(3)】
 - > 共同利用・共同研究に参加する関連研究者が利用できる研究スペースや宿泊施設等の確保 【III-1～4】
- ・ ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として当該分野の中核的な研究施設であると認められるか。 【II-1、VI】

- 同一分野複数拠点の場合、以下の点に留意し、それぞれの拠点が中核的な研究施設であると認められるか。【II-1】
 - > 当該分野における各拠点の特徴
 - > 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制

○共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えているか。

(規程第3条第3号関連)

- 当該研究施設が有する共同利用・共同研究に必要な施設、設備、学術資料、データベース等の整備状況 等。【II-8-(1)～(3)】

○共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制が整備されているか。

(規程第3条第6号関連)

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。【III-1-(1)】
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。【II-3、III-1-(2)、III-2、III-3】
- 関連研究者に対して必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
【II-3、II-5】
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。【II-3、III-1～3】
- 関連研究者に対する支援を行うに当たり、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が行われているか。【III-4】
- ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。
【II-1、II-4-(1)～(4)、VI】

②拠点としての活動状況

○全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供が広く行われているか。

(規程第3条第7号関連)

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、学会誌での情報提供等により、広く情報提供が行われているか。【II-5】
 - > 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）
 - > 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
 - > 拠点における研究の成果
 - > その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容 等

○多数の関連研究者の参加促進・関係分野への働きかけや大型プロジェクトの企画運営など、関連分野の発展への取組が行われているか。【II-10】

(規程第3条第8号関連)

- ・ 特に公私立の研究者の参加を促進するための取組が行われているか。【II-11】
- ・ 共同利用・共同研究を活かした人材育成が行われているか。【I-4-(2)、II-12】
- ・ 大型プロジェクトの発案、運営、ネットワークの構築などに参画し中核的な取組をしているか。【II-13】

○拠点の運営に当たり、広く外部の意見を取り入れているか、または、取り入れることできる仕組みとなっているか。【規程第3条第4号関連】

- ・ 例えば、全国の関連研究者の意向を反映させやすいような体制や組織構成となっているか。【II-4-(2)、(3)】
- ・ 積極的にコミュニティからの意見を取り入れるような取組がなされているか。【IV】
- ・ ネットワーク型拠点の場合、全体として拠点機能を発揮できるような構成となっているか（例えば、構成施設単位で運営委員会が設置されるような体制になっていないか）。

【II-1、3、VI】

○共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加しているか。

(規程第3条第8号関連)

- ・ 共同利用・共同研究の実績（設備の利用状況、データベースへのアクセス数、共同研究の件数、研究集会やシンポジウムの開催数、共同研究者数など）は研究施設の規模や実績と比較して十分か。【II-6～9】
- ・ 従前は全国共同利用施設ではなかった拠点においては、拠点認定前と比較してどの程度実績が上がっているか。【II-6～9】

○共同利用・共同研究の課題等の採択に当たり、公平な審査が可能な仕組みが整備されているか。【規程第3条第5号関連】

- ・ 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が適切か（広くコミュニティに開かれているか、公平に採択されているか、など）。【II-4-(2)～(4)】

③拠点における研究活動の成果

○共同利用・共同研究を通じて優れた研究成果が生み出されているか

- ・ 下記のような客観的な指標から、当該拠点の共同利用・共同研究を通じて優れた研究成果が生み出されているといえるか
 - > 共同利用・共同研究を活用して発表された論文数、高いインパクトファクターを持つ雑誌等への掲載、共同利用・共同研究が発展してプロジェクト研究につながったもの、公開講座、公開講演会等の実施状況など。【V】

○研究活動の成果が地域社会や広く国際社会に対しても貢献できているか。

④拠点としての貢献 【VII】

○関連研究者コミュニティの発展に貢献できているか

(4)評価区分

中間評価の区分は、以下のとおりとする。

| 区分 | 内容 |
|----|---|
| S | 拠点としての活動が活発に行われており、共同利用・共同研究を通じて特筆すべき成果や効果が見られ、関連コミュニティへの貢献が多大であると判断される。 |
| A | 拠点としての活動は概ね順調に行われており、今後、共同利用・共同研究を通じた成果や効果が期待され、関連コミュニティへ貢献していると判断される。 |
| B | 拠点としての活動は行われているものの拠点の規模等と比較して低調であり、今後、作業部会からの助言や関連コミュニティからの意見等を踏まえ事業計画の適切な変更が期待される。 |
| C | 拠点としての適格性を欠いており、作業部会からの助言や関連コミュニティからの意見等を踏まえた事業計画の適切な変更が必要と判断される。 |

4. その他

(1)評価結果の反映・活用

拠点の活動について適切な助言を行うとともに、次期認定や資金的な支援を行う際の資料とする。

(2)評価の公開等

- ① 中間評価の過程は、評価の適正な実施の観点から非公開とし、関係の会議資料等についても非公開とする。
- ② 中間評価の結果については、ホームページへの掲載等により公開する。

(3)利害関係者の排除

- ① 中間評価委員が当該拠点に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
- ② 中間評価委員の関係者（同一組織、親族）が拠点の構成員となっている場合
- ③ その他中間評価委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由がある場合

(4) 秘密保持

- ① 中間評価委員は、中間評価の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ② 中間評価委員は、委員として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

(5) その他

この要項に定めるもののほか、中間評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

【別紙 1】

中間評価体制

